

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

東日本大震災に対処するための厚生年金保険等の標準報酬月額の改定等の特例措置についてのお知らせ

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、去る5月2日に公布・施行され以下の措置が講じられることとなりました。

1. 標準報酬月額の改定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました。

2. 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとされました。

3. 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記1の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとされました。

また、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

4. 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

※ 郵便物が届かない状況となっている場合がございますので、住所を変更されている場合は年金事務所に住所変更届を届出いただき、一時的に避難所にいらっしゃるなど住所変更されていない場合でも郵便局に避難先届を出していただくなど、転送のお手続きなどをしていただきますようお願いいたします。

「被災者専用フリーダイヤル」は9月30日で終了しました。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合 03-6700-1165

＜受付時間＞月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。



日本年金機構

Japan Pension Service